

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 文部科学省

No	5
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、地方消費税）
要望項目名	（独）国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）を機能強化し男女共同参画のナショナルセンター（以下「法人」という。）とすることに伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ・特例措置の内容 法人住民税（道府県民税、市町村民税）、事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、地方消費税、事業所税の非課税措置
関係条文	地方税法第25条第1項第1号、第72条の4第1項第2号、第73条の3第1項、第148条第1項、第296条第1項第1号、第314条の7第1項第3号、第348条第6項、第445条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、所得税法第78条第2項第3号、法人税法第2条第3号、第4条第2項及び別表第一 ※この他、消費税（国税）と連動した要望
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	（１）政策目的 男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、独立行政法人国立女性教育会館を機能強化することにより、各地の男女共同参画センターを支援し、横断的な女性活躍・男女共同参画の基盤の強化を図り、男女共同参画社会の形成を促進する。 （２）施策の必要性 男女共同参画社会の形成については、男女共同参画社会基本法の制定以来、政府においては、男女共同参画基本計画の策定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定等の各種措置を講じてきた。 地方公共団体においても、都道府県男女共同参画計画等の策定を始め、国の施策に準じた施策及び各地方公共団体の区域の特性に応じた施策が講じられ、民間の団体においても、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組が進められてきたところである。 しかしながら、近年、若い女性が地方から大都市へと出て行く傾向が強まっており、少子化・人口減少が加速する要因の一つとなっている。その背景には、根強い固定的な性別役割分担意識があると考えられ、全国津々浦々でジェンダーギャップを解消し、男女共同参画社会を実現するためには、現場でその取組を担う全国の男女共同参画センターを人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、独立行政法人国立女性教育会館を男女共同参画のナショナルセンターとして機能強化し、横断的な女性活躍・男女共同参画の基盤の強化を図る。 法人の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定） Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進 地域間で女性活躍・男女共同参画の進捗に差異が見られる一方、地域ごとに女性を取り巻く状況（雇用、生活環境、性別役割分担意識等）も異なっているため、独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化を進め、男女共同参画センターの職員の育成・専門性の向上を図り、地域の企業、経済団体、学校、NPO等における女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成すること等により、地域の実情に応じた形で全国各地の女性活躍・男女共同参画が促進されることを目指す。 ⑥ 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化 女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWE C及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。【内閣府、文部科学省】 機能強化後のNWE Cの事業については、NWE C及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書を踏まえ、オンラインの利点を活かした多様なスタイルの研修の実施、地域の男女共同参画推進の担い手を育成する研修プログラムの開発、全国の男女共同参画センター・企業・学校等との連携推進、テレワークにより幅広い分野の専門家等の協力を得ての調査研究の実施等、デジタル化の進展により幅広い対象に多様なアプローチが可能となったことなどを念頭に、事業内容の高度化を図る。 また、同報告書においては、施設の在り方についても今後検討していくことが必要と述べられていることを受け、男女共同参画のナショナルセンターの機能を有効に発揮できるよう、NWE Cが所在する埼玉県及び嵐山町の声を丁寧に聞きながら検討を行う。【内閣府、文部科学省】 将来的に、NWE Cの支援の下で、センターが地域の企業や経済団体、学校、NPO等と連携し、地域の女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成できるよう、NWE Cは、センターの協力を得て、センターの職員の専門性向上に資する研修の実施や、センターが企業や経済団体等への研修で用いる研修プログラムや教材の開発に向けて情報の収集や検討を進めることとする。【内閣府、文部科学省】 また、情報の収集や検討を進めるに当たって、NWE Cは、センターや地方公共団体が地域女性活躍推進交付金を活用する等して実施する人材育成事業の一部に参画し、地域におけるネットワーク構築を支援するとともに、事業の評価・検証を通じて今後の研修充実に向けてノウハウを得ることを目指す。【内閣府、文部科学省】 機能強化後のNWE Cにおいて、就労状況など統計データを整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約し、その分析結果を全国のセンター等に提供することや、NWE C及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能とするため、情報プラットフォームを新たに構築するための効果的な実施手法等に関する調査研究を行う。【内閣府】
			地域ごとの男女共同参画社会の形成に係る格差の解消による、全国各地での男女共同参画社会の形成の促進。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	地域の実情に応じた形で全国各地の女性活躍・男女共同参画が促進されること。

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当される法人について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に男女共同参画社会の形成の促進のための研修、広報啓発、調査研究、連携体制の構築等の業務を実施することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税（所得税法第 11 条第 1 項、別表第一） 法人税（法人税法第 2 条第 5 号、第 4 条第 2 項別表第一） 登録免許税（登録免許税法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 号、別表第二） 消費税（消費税法別表第三） 印紙税（印紙税法第 5 条第 2 号、別表第二）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	法人は、業務運営に係る予算が国費により充当される独立行政法人であり、その業務内容は極めて公共性が高い。 他の独立行政法人と同様、税制上の特例を受けるに妥当する。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—